

# 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務長	係

◎申請者は、裏面の【確認事項】をすべて了承したものとみなします

①健康保険被保険者証 記号・番号	099 — 9999	※ 新記号番号	100—	⑥保険料の納付方法（○をつけてください） *裏面をご覧ください。	
②資格喪失の年月日 (退職日の翌日)	令和 元 年 5 月 1 日			① 月納（金融機関窓口で振込） ② 月納（自動振替）申し込み3ヵ月後から開始 ③ 前納（半年・1年）4月から9月又は翌年3月	
③資格喪失の際使用 されていた事業所 (会社名及び会社所在地)	名称	(株)*****			⑦被扶養者の有無 (有・無) *有のとき「被扶養者(異動)届」と扶養の証明等を提出 いづれかを選ぶ
	所在地	富山市牛島新町5-5			
④資格喪失の際の組合名称	T I S インテックグループ健康保険組合			備考	
⑤保険給付等の振込先 (還付金や保健事業への請求時 の振込先)  この口座は保険料口座振替の 記入箇所ではありません	申請者の振込口座		※ 標準報酬月額	保険料	取得年月日
	金融機関名 〇〇 銀行	支店名 〇〇 支店	_____ 千円  ( _____ 千円) ( ) 内は資格喪失時の標準報酬月額	_____ 円 基本保険料 /1000 円 特定保険料 /1000 円 調整保険料 /1000 円 介護保険料 /1000 円	昭和・平成・令和 年 月 日
	預金種目 (普・当) 口座番号 9999999				

上記の通り申請します。なお、届出済みの個人番号（マイナンバー）については変更ありません。

令和 \*\*年 \*\*月 \*\*日 申請者の 氏名 健保 太郎 性別 (男)・女

生年月日 (昭)・平 \*\*年 \*\*月 \*\*日 年齢 ( \*\* 歳 )

(退職後の連絡先) 〒999-9999

住所(居所) 富山県富山市〇〇〇〇1-2-3 〇〇マンション101号

住所(住民票) ■同上 □〒 : 都道府県

自宅 ☎ 99 ( 9999 ) 9999 e-mail taro@kenpo.com

携帯 ☎ 99 ( 9999 ) 9999

健保から連絡する場合があります。  
必ず日中連絡のつく電話番号・メールアドレスを  
ご記入ください！

アルファベット、\_ (アンダーバー) やー  
(ハイフン) は判別できるよう丁寧に記  
入してください。  
(判読できず送信エラーが多発して  
います)

注) ※の欄は記入しないでください。

## 【確認事項】 ※必ずお読みください

- 加入できるのは退職日までに継続して2ヵ月以上被保険者だった人で退職日の翌日から20日以内に健保へ書類提出があった場合です。
- 資格期間は2年間（2年以内に75歳到達の場合は75歳誕生日の前日まで）です。
- 任意継続保険料は全額を納付期限（毎月10日）までに指定口座へ納付してください。納付先口座や初回の納付期限については、新保険証送付時に案内を同封します。
- 退職前から被扶養者がいる場合でも「被扶養者(異動)届」と扶養の証明等を提出してください。
- 資格喪失事由は ①期間満了・②死亡・③保険料を納付期限まで納付しないとき・④新たに社会保険（健康保険・船員保険・共済組合）の被保険者になったとき⑤本人からの申出です。

## ●保険料の納付方法と特徴

	月納（納付書）	月納（自動振替）	前納（半年・1年）
手続き	毎月ご自分で10日までに指定口座へ納付します  (納付書以外に、金融機関の振込用紙、ATM、インターネットからの振込みも可能です)	郵送の「口座振替依頼書」を提出し振替口座の残高を確認します  振替開始まではご自分で指定口座へ納付します	半年分または1年分まとめて前月末までに納付します  半年前納の場合、加入翌月～9月または3月まで、一年前納の場合、加入翌月～3月までが前納対象となります（加入月は、月納）
手数料	金融機関により異なります	毎月150円	金融機関により異なります
利点	求職中で加入期間が短めの方などに便利です	手数料が通常の振込みより低廉です  納入漏れによる喪失を防止できます	複利現価法で納入期間分割引されます  (半年前納で約1.1%、一年前納で約2.1%の割引となります)  納入漏れによる喪失を防止できます
注意点	振込みを忘れると納付期限の翌日に喪失します	脱退するとき、振替の解約手続きに時間を要しますのでお早めに連絡してください	一度に高額な支払が必要です  (標準報酬月額が上限の380千円で介護保険料を含む場合、令和3年度は、月額40,850円 1年前納額479,925円です)

- 介護保険料は、40歳になった月から喪失日の前月（65歳に到達する月の前月）まで健康保険料に併せて徴収します。
- 被保険者が40歳未満や65歳以上でも、被扶養者が40歳以上65歳未満のときは、介護保険特定被保険者として介護保険料を徴収します。
- 保険給付（療養費等）の支給や補助金請求（さくらポイント等）に対する支給は、申請書⑤の指定口座へ振り込みます。
- 資格期間中に、氏名・住所・個人番号（マイナンバー）の変更や被扶養者の異動などがあるときは必ず連絡してください。（届出がないことによる不利益について、健保は一切責任を負いません。）
- 資格喪失したら被保険者証はハサミを入れず、至急返却してください。
- ご自身が特定受給資格者または特定理由離職者に該当していないか事前にご確認の上、申請してください。
- 申請書記入例、任意継続QAも必ずお読みいただき、ご理解の上申請してください。